

第3次府中町教育大綱

（ 案 ）

令和 7 年 4 月

府 中 町

1 大綱の策定にあたって

(1) 大綱策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

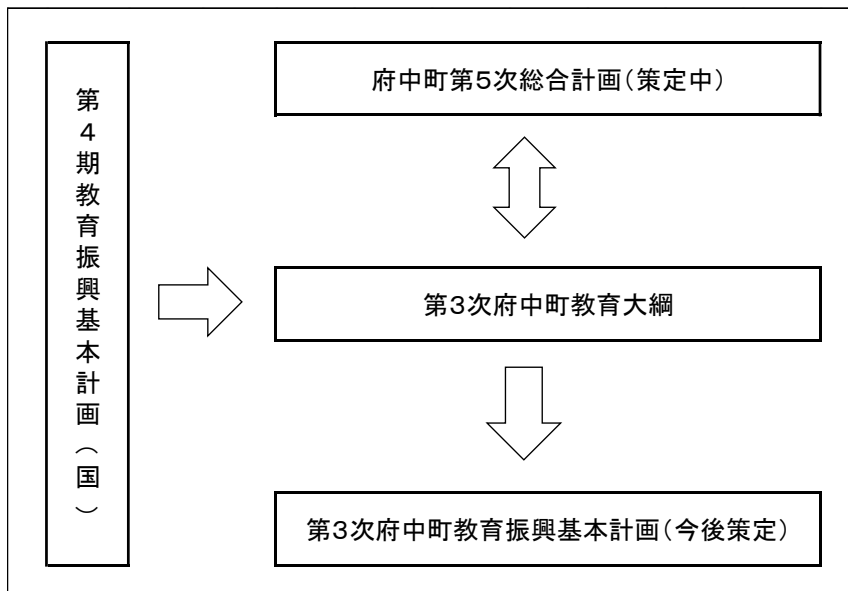
府中町では、平成28年度から令和元年度までを対象期間とする「第1次府中町教育大綱」を策定しました。

当該大綱の満了にあたり、令和2年度を始期とする「第2次府中町教育大綱」を策定し、現在その振興を図っているところですが、令和7年度において終期を迎えることから、次期大綱となる「第3次府中町教育大綱」を策定するものです。

(2) 大綱の位置付け

府中町の最上位計画である「府中町第5次総合計画」(現在策定中)(計画期間：令和8年度～令和17年度)と整合を図るとともに、国の「第4期教育振興基本計画」(計画期間：令和5年度～令和9年度)を参酌し、策定するものとします。

また、本大綱策定後、教育委員会において、「第3次府中町教育振興基本計画」の策定に着手することとなりますが、当該計画は本大綱を反映したものとなります。



(3) 大綱の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 基本理念

顔が見え愛着が持てるまちづくり

～ 人づくり・つながりづくり・地域づくり ～

「第2次府中町教育大綱」期間中において、特筆すべき出来事が2つありました。1つ目は、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、想定を超えた事象が発生したことです。

家庭、地域、学校、行政等が支え合い、協働することにより当該事象を克服してきましたが、そのようなコミュニティは、今後より一層強めたいと考えています。

2つ目は、「下岡田官衙遺跡」が府中町で初めて国の史跡指定を受けたことです。

ふるさととしての府中町に、魅力と愛着を感じることができるシンボルがまた一つ増えたことを意味しており、府中町の誇りであると考えています。

「第2次府中町教育大綱」の「学校・家庭・地域が一体となった「社会総ぐるみの人材育成」」という基本理念は受け継ぎつつ、当該大綱期間中の2つの出来事を踏まえ、「第3次府中町教育大綱」の基本理念は、地域を知り、地域に出掛け、地域で見守り、地域を創る、そして地域である「ふるさとふちゅう」を好きになる、そんな人材を育てていきたいという思いから決めました。

3 基本方針

「基本理念」を実現するための方向性を示す「基本方針」は、次の5項目とします。

(1) 「確かな学力」「豊かな心」を育成する学校教育の充実

次世代を担う子どもたちが、誰一人取り残されず、その持っている可能性の伸長を目指し、新しい時代に求められる資質・能力が身に付くよう、また、豊かな情操や自己肯定感、他者への思いやりを養うことができるよう、学校教育の充実に取り組むことで、未来の社会の創り手となり得る人材を育成します。

(2) 生涯を通じ学び続けることができる生涯学習の推進

人生100年時代を迎える中、すべての人々が主体的に学び、学んだことを教え合い、その成果を地域に還元することにより、地域のウェルビーイングの向上につながるよう、文化や芸術、スポーツ等にいつでも身近に触れ、親しみ、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習を推進します。

(3) ふるさとふちゅうを実感できるコミュニティの醸成

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校・家庭・地域が連携・協働することで、子どもたちの学びの場である学校を中心に、地域でつながり、関わり、協力し、共感し、成長するというコミュニティの循環を生み出し、人とまち全体のウェルビーイングの実現を図ります。

(4) 文化財を次世代へつなげる保存と活用

「ふちゅうの宝」である文化財、特に国の史跡指定を受けた「下岡田官衙遺跡」について、保存に係る最適な取組を実行するとともに、本史跡に親しみ学ぶ場の提供を図り、人々が集うことでふるさとへの誇りと愛着を育み、次世代への継承に努めます。

(5) 安心・安全で質の高い教育環境の整備

地域の生涯学習拠点となる社会教育施設の整備、また、子どもたちが学び生活する場である学校施設の計画的な改修を行うことで、安心・安全な教育環境を整えるとともに、脱炭素化やバリアフリー化を進めます。